平成２６年（フ）第２５０号
高知市桟橋通１丁目13番１号　リバープール桟一402号
債務者　寺尾　則子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５７号
高知市薊野南町14番３号　さつき荘２Ｆ
債務者　上本　綾子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６４号
岩手県北上市鳩岡崎２地割39番地30　メゾン鳩岡崎５号館120号、旧住所岩手県北上市村崎野14地割490番地27
債務者　菊池　　卓
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第６８３号
さいたま市南区鹿手袋６丁目９番32―102号
債務者　中田　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７１４号
埼玉県鴻巣市三ツ木380番地１　1006号室チサンマンション北鴻巣
債務者　小佐川正彦
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６２号
埼玉県幸手市栄４番10―106号
債務者　青木富士男
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７７０号
さいたま市見沼区東大宮５丁目４番地11　コーポ晴風401号室、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目５番７号404
債務者　坂井喜美子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
埼玉県坂戸市大字石井220番地１
債務者　栗原　庸次
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９５号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1528番地１　グリーンヒルズＣ102
債務者　宇津木俊幸
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９８号
埼玉県川越市小仙波町４丁目10番地12　コーポ中宿102号室
債務者　中山　楯夫
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１３０号
札幌市東区北25条東５丁目２番10―401号
債務者　今井　珠紀（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１３号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番20―102号
債務者　小清水洋介
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
北海道稚内市萩見３丁目９番６号
債務者　小川　欣二
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第１９号
北海道稚内市富岡３丁目７番１―203号　市営住宅13―１
債務者　飯田　眞紀（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第１５７号
群馬県高崎市上大類町1344番地１　マンションベルクランド２号棟202号
債務者　阿部　直樹
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６１号
群馬県富岡市南後箇1031番地７
債務者　土屋　直子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３４２号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目３番14号　上福荘201
債務者　佐藤　三郎
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部